

就学援助制度(早期 2)認定のご家庭へ

就学援助制度(早期 2)にて各ご家庭より提出いただいた申請につきまして、学校運営支援センター事務管理グループ 就学援助担当より、審査の結果「認定」の通知があつたご家庭については、援助費が下記のとおり支給及び充当されます。

支給される援助費は、制度の趣旨にご理解、ご協力をいただき、お子様の学校教育のためにお使いくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

記

○ 支給予定日及び支給額について < 早期 2 >

支給予定日 令和 7 年 7 月 3 日(木)

支給額

(単位:円)

学年	費目 学校教材費等 (生徒費会計 注1)	一泊移住費及び 修学旅行費(注2)	通学費 (注3)	入学準備 補助金(注4)
1年生	10,000	7,925	実費	63,000
2年生	10,600		実費	
3年生	7,000	53,795	実費	

(注1)：学校教材費等

学校教材費等は、5月分の生徒費として徴収させていただいた額が就学援助費として支給されます。

(注2)：一泊移住費及び修学旅行費

一泊移住費及び修学旅行費は、当該行事で使用した実費額が支給されます。

積立金会計は行事完了後に使用された実費額が支給されるため、次年度以降の当該行事に向けた修学旅行積立金は就学援助費の対象外となります。就学援助に認定されましても、今後の積立金会計の振替は通常引落しされますので、予めご承知おきください。

(注3)：通学費

通学費は通学距離の片道が4km以上で、公共交通機関を利用する場合の旅客運賃が対象となります。

(注4)：入学準備補助金

入学準備補助金は入学にかかる経費負担として、1年生を対象に支給されます。

- ※ 生活保護世帯の場合は、修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター掛金(免除扱い)のみが支給対象となります。
- ※ 申請の際に指定された口座へ、上記の支給予定日に援助費が振り込まれます。
- ※ 学校徴収金が未納の場合は、未納額を差引いたうえで振り込まれることがありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先：大阪市立田辺中学校 事務室 上出 宛

TEL 06-6692-0117